品川区長あて



平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

連絡先



※連絡先は申請期間中連絡の取れる番号を記入してください。

移転助成対象確認申請書

品川区不燃化特区住替え支援要綱に基づき、移転助成を受けたいので、関係書類を 添えて、下記のとおり申請します。

記

※太枠内にご記入ください。

利用(予定)制度		□老朽建築物除却支援制度〈不燃化特区〉 □不燃化促進助成制度				
		□住宅・建築物耐震改修等支援制度〈耐震〉 □その他()				
助成対象区分		□ 所有者			昔家人	
		(□土地 □	建物)			
助成対象項目 ※1		□ 転居一時金			云居一時金	
		□ 家賃				
		□ 往路の移転費用			主路の移転費用	
		□ 復路の移転	費用			
(除却する建物)	面積 ※2	(除却助成対象床面積) . m²				
	建築場所	(住居表示) 品川	区 丁目	1 1	番 号(部屋番号	(-)
		(地名地番) 品川	区 丁目	1	番地 家屋番号	+)
	所有者 ※3					
住替え等の予定	移転先の数	移転先の数 □1か所 □複				
	建物賃貸借契約者	契約者 (予定)	移転先の種類			
			□民間賃貸住宅·[区民住宅	ビ □その他 ()
			□民間賃貸住宅・区民住宅 □その他()			
			□民間賃貸住宅・区民住宅 □その他()			
			□民間賃貸住宅・区民住宅 □その他()			

(添付書類・留意事項は裏面です。)

以上

職員記入欄	支出命令書起票日		
転居一時金	年	月	日
家賃	年	月	日
往路移転	年	月	日
復路移転	年	月	日

受		
受付印		
印		

所有者の場合

Ⅰ 必ず必要な書類

下記の A~D のいずれか

- A 「不燃化特区支援制度」を申請した方
 - □ 延焼防止上危険な老朽建築物<u>除却工事助成</u>対象確認通知書(写し) と右①
- B 「耐震化支援事業」を申請した方
 - □ 住宅等<u>耐震改修工事</u>等対象確認通知書(写し) と右①~④
- C 「都市防災不燃化促進事業」を申請した方
 - □ 不燃化促進助成の除却助成対象確認通知書(写し) と右①~④
- D AからCの除却助成をこれから申請される方
 - □ 右①~⑤すべて

- ①土地登記全部事項証明書(写し)
- ②建物登記全部事項証明書 (写し)
- ③案内図 (除却支援対象建築物の場所 がわかる地図)
- ④固定資産税・都市計画税の納税通知書(最新版・課税明細書を含む)(写し)
- ⑤除却支援対象建築物の写真 (1週間以内の日付入り)

Ⅱ 場合により必要な書類

〈除却支援対象建築物(除却する建物)が共有の場合〉

- □ 共有者の委任状 ※4
- 〈除却支援対象建築物に借家人がいる場合〉
 - □ 移転計画書

〈転居先が複数に分かれる、または契約者が申請者と異なる場合〉

- □ 契約者の住民票 (マイナンバーの表示がないもの)
- □ 契約者と所有者との関係がわかる戸籍全部事項証明書

借家人の場合 ※5

- □ 除却支援対象建築物の賃貸借契約書(写し)※6
- □ 除却支援対象建築物の場所がわかる地図
- ※1 転居一時金は、礼金・仲介手数料等が対象になります。家賃は、引越日から起算して3か月分までが対象になり、移転先が複数の場合も対象になります。移転費用は、運送業者・レンタカー等の費用が対象になります。
- ※2 所有者の場合は、除却支援対象建物の現況床面積を記入してください。借家人の場合は、 除却支援対象建物の賃貸借契約書に記載されている専有面積を記入してください。
- ※3 共有者も含めて全員の氏名を記載してください。
- ※4 申請人区分Aの場合は除却助成申請時に作成済みの場合がありますのでご確認ください。
- ※5 事前に、所有者が『移転計画書』を提出する必要があります。
- ※6 平成28年5月31日以前から賃貸借契約を行っている必要があります。

【その他の注意事項】

- 印鑑は申請書類全てに最後まで同じものを使用してください。
- 浸透印(シャチハタ等)は使用しないでください。
- ・ 交付申請の際に助成対象に関する「見積書」「契約書」「領収書」等が必要となりますので必ず保管してください。
- ・ 上記書類の氏名(契約書等の名義や宛名)は申請者と同一である必要があります。異なる場合は区に相談してください。